

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第2回 物権
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 230493

SL23049

問題

- ① A所有の土地上に不法に建てられた建物の所有権を取得し、自らの意思に基づきその旨の登記をしたBは、その建物をCに譲渡したとしても、引き続きその登記名義を保有する限り、Aに対し、自己の建物所有権の喪失を主張して建物取去土地明渡しの義務を免れることはできない。
- ② 所有権に基づく物権的返還請求権は、時効により消滅することがない。
- ③ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売してその旨の所有権の移転の登記をした。その後、AがBの強迫を理由にA・B間の売買契約を取り消した場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- ④ Aはその所有の土地をBに売却し、所有権移転登記後に、Bの詐欺を理由として売却の意思表示を取り消したにもかかわらず、Bがその土地をCに転売し、その所有権移転登記をした場合でも、Aは土地の所有権をCに主張することができる。
- ⑤ 甲不動産を所有していたAが死亡し、B及びCがその共同相続人である。Bが甲不動産につき単独相続の登記をした上、その後これをDに売り渡して所有権移転の登記をした場合には、CはDに対して自己の持分を主張することができない。
- ⑥ 甲不動産を所有していたAが死亡し、B及びCがその共同相続人である。Bが相続を放棄したが、その後Bの債権者Dが、Bに代位して甲不動産につきB・C共同相続の登記をした上、Bの持分につき差押えの登記をした場合には、Cは、Dに対して自己が単独の所有者であることを主張することができない。
- ⑦ Aがその所有する土地をXに売り渡したが、その旨の登記を経ないまま死亡したところ、その後Aの相続人がこれをYに売り渡し、その旨の登記を経た。この場合、Xは、Yに対して土地の所有権を主張することができる。
- ⑧ Aは、その所有する甲不動産をBに譲渡した後、背信的悪意者Cに二重に譲渡して所有権移転登記をした。その後、Cは、甲不動産を背信的悪意者でないDに譲渡し、所有権移転登記をした。この場合において、Bは、Dに対し、甲不動産の所有権の取得を対抗することができる。

- ⑨他人の山林を自分の山林であると誤信して立木を伐採した場合，取引行為によらずに立木の占有を開始した場合なので，即時取得は成立しない。
- ⑩Aの所有する未登録の乙自動車を保管しているBが，乙自動車を自己の所有物であると偽ってCに売却し，現実の引渡しをした場合には，Cは，Bが所有者であると信じ，かつ，そう信じるにつき過失がないときであっても，乙自動車を即時取得することはできない。
- ⑪Aが「立木ニ関スル法律」の適用のない立木の所有権を留保して土地のみをBに譲渡したが，立木につき明認方法を施さないでいるうちに，BがCに土地とともに立木を売り渡し，Cへの所有権移転登記がされた場合には，AはCに対して立木所有権を主張することができない。
- ⑫Aが，Bの所有する甲土地の上の立木を購入し，立木に明認方法を施したが，その後，その明認方法が消失した場合において，Bが甲土地をCに売却したときは，Aは，Cに対して立木の所有権の取得を対抗することができない。
- ⑬Aが自己所有地についてBのために1番抵当権を設定した後，Cのために2番抵当権を設定した場合，BがAからその土地の所有権を譲り受けても，1番抵当権は消滅しない。
- ⑭Aが自己所有地についてBのために1番抵当権を設定した後，Cのために2番抵当権を設定した場合，CがAからその土地の所有権を譲り受けても，2番抵当権は消滅しない。
- ⑮動産甲の占有者Aは，Bの詐欺によって，Bに動産甲を現実に引き渡した。この場合において，Aは，Bに対し，占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることはできない。
- ⑯A及びBは，甲建物を共有しているが，その持分は，Aが3分の2，Bが3分の1である。甲建物の使用方法が定まっていない場合において，Bが単独でこれを占有しているときは，Aは当然に明渡しを求めることができる。
- ⑰A，B及びCが各3分の1の持分の割合で甲土地及び甲土地の上の立木を共有している。ここで，Aが，B及びCの同意を得ないで甲土地の上の立木を伐採しようとしている場合，Bは，Aに対し，単独で伐採の禁止を求めることはできない。

- ⑱ A B Cが3分の1ずつの持分割合で共有する建物の賃借人が賃料の支払を遅滞したときは、Aは単独で賃貸借契約の解除の意思表示をすることができる。
- ⑲ A B Cが3分の1ずつの持分割合で共有する建物について、AがCに管理費用の立替債権を有している場合には、AはCから持分の譲渡を受けたDに対して、その支払を請求することができる。
- ⑳ 第三者が共有地を不法に占有している場合において、当該第三者に対して不法行為に基づく損害賠償の請求をするときは、各共有者は、自己の持分の割合を超えて損害賠償を請求することができない。
- ㉑ 電柱の所有を目的とする地上権を設定する場合、存続期間を100年と定めることはできる。
- ㉒ 地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない地上権につき、地上権者は、設定行為で存続期間を定めなかったときは、いつでもその権利を放棄して、放棄後に期限の到来する地代の支払義務を免れることができる。
- ㉓ 他人の土地を20年間通路を開設することのないまま通行した隣地の所有者は、その他人の土地について、通行地役権を時効により取得することができる。
- ㉔ 地役権者がその権利の一部に関して地役権を行使すれば、権利を行使していない部分についても時効により消滅しない。
- ㉕ 地役権は、一定の範囲において承役地に直接の支配を及ぼす物権であるから、地役権者は、妨害排除請求権、妨害予防請求権及び返還請求権を有する。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

<MEMO>

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23049